

【同時発表先】 鳥取県政記者会、倉吉記者クラブ

鳥取県内で16駅目の道の駅が新規登録されました ～道の駅「^{こと}琴の^{うら}浦」の新規登録証授与式を行います～

^{とうはく}東伯郡^{ことうらちようべっしょ}琴浦町別所地内で整備中の道の駅「琴の浦」が、平成28年10月7日に道の駅「琴の浦」として、鳥取県内で16駅目の「道の駅」として新規登録されました。
これを受けて、国土交通省倉吉河川国道事務所長から登録申請者である、琴浦町長に対し、道の駅登録証の授与式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

登録証授与式について

■日 時 : 平成28年10月25日(火) 15:00～15:30

■場 所 : 琴浦町役場 町長室(東伯郡琴浦町^{とくまん}徳万591-2番地)

■出席者 : 琴 浦 町 : 琴浦町長

国土交通省 : 倉吉河川国道事務所長

【問い合わせ先】

○道の駅「琴の浦」について

琴浦町商工観光課 商工観光課長 大谷 浩史(おおたに ひろし)
・TEL(0858)55-7801

○道の駅の全般について

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

・TEL(0858)26-6221(代表)
・副所長(道路) 赤星 剛(あかほし つよし)
〈担当〉 調査設計第二課長 桐谷 文昭(きりたに ふみあき)

本資料は、倉吉河川国道事務所ホームページの「記者発表」でも公開しております。
倉吉河川国道事務所ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

道の駅「琴の浦」

◆路線名：一般国道9号 とうはく なかやま 東伯・中山道路

◆所在地：とっとりけん とうはくぐん こうちうちょう べっしよ 鳥取県 東伯郡 琴浦町 別所1030番地1

◆面積および施設等

- ・面積：約18,000㎡
- ・施設：駐車場148台、トイレ33器、水産物販売所、農産物販売所、特産販売所、軽食、休憩施設、道路情報提供施設、地域情報提供施設
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：H29年度

◆特徴

- ・ゲートウェイ機能の拠点として観光交流情報提供窓口を設置し、町内観光案内をはじめ、移住定住・就労支援など、様々な情報を専属職員が情報発信
- ・地域センター型である既存「道の駅」との一体的な運用で、6次産業化などによる「琴浦ブランド」の確立を推進（詳細は、別添-1を参照）

イメージパース



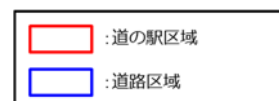
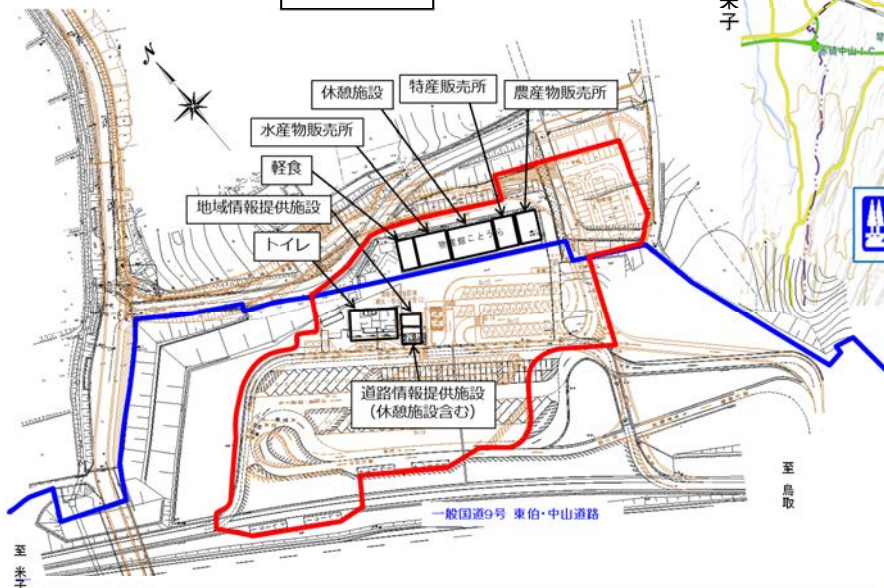
位置図



位置図



平面図



「道の駅 琴の浦」の特徴

別添ー 1

【ゲートウェイ機能】

- 道の駅「琴の浦」に観光協会を設置し、専属職員が常駐し、町内の観光案内や既存「道の駅」へ誘導のほか、町外からのゲートウェイ機能をにないます。

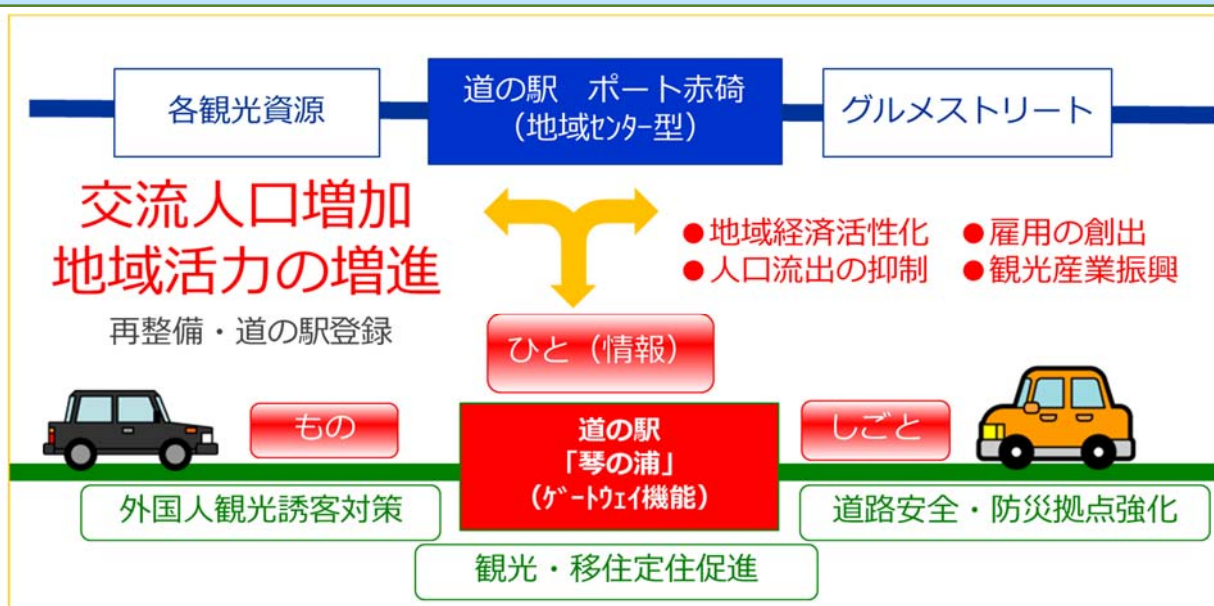
道の駅「琴の浦」で情報を得て、『琴浦の魅力』へ直結！！

- ・道の駅「ポート赤碕」で地元向けのワンランク上の農漁産物へ
- ・神崎神社、塩谷定好写真記念館、大山乳業工場見学等の観光地へ
- ・牛骨ラーメン、あごカツカレーを堪能しに琴浦グルメストリートへ

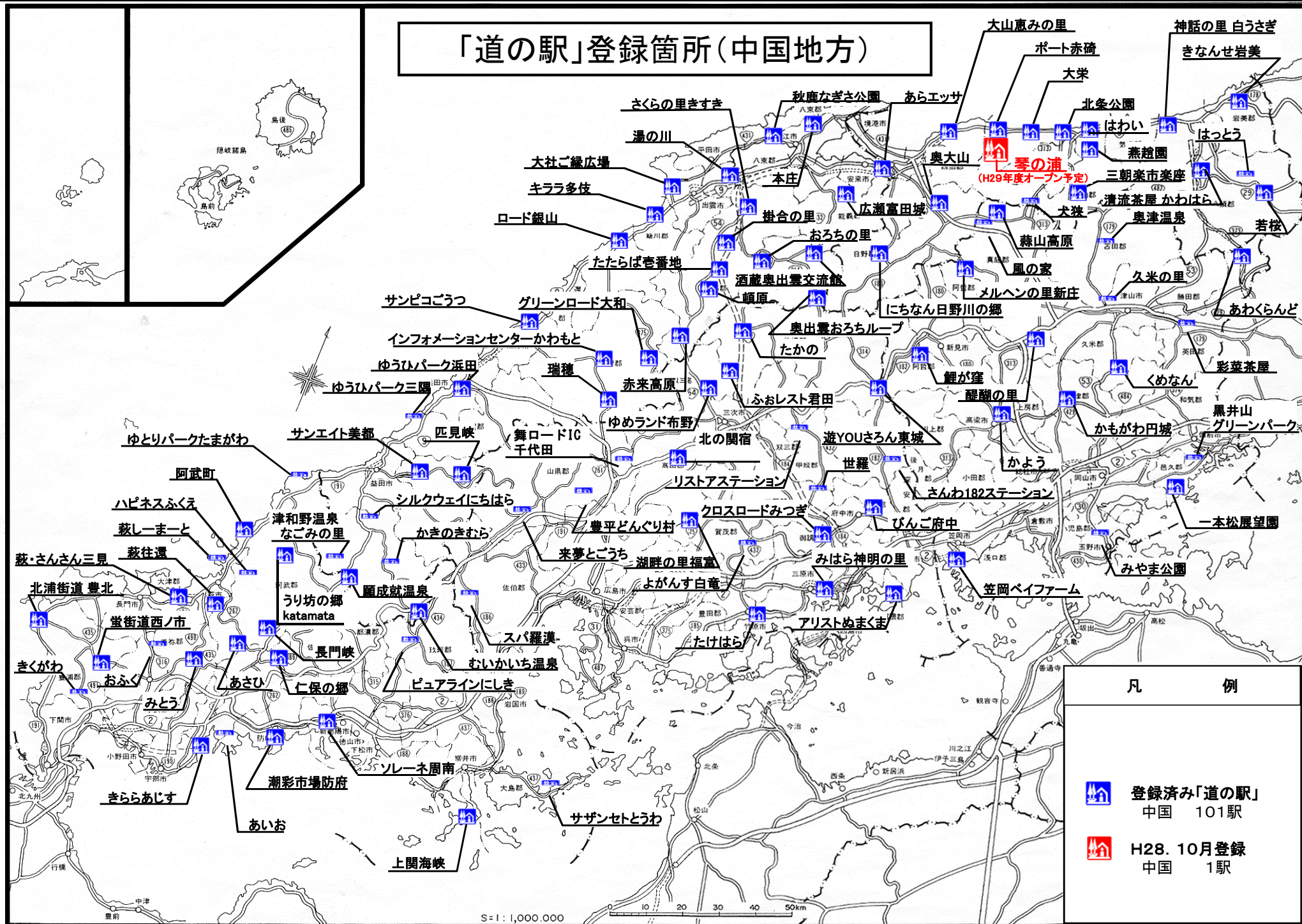


【琴浦ブランド】

- 道の駅「琴の浦」と国道9号沿いの既存「道の駅」が、それぞれ異なる機能を活かしながら、一つの運営組織で一体的に地域活性化を行います。
- 既存「道の駅」は、地域センターとして移動販売など地域住民の生活利便性向上を行うとともに、NPOとも連携し地域の新鮮な食材を活用した「琴浦ブランド」を確立し6次産業を推進します。



「道の駅」登録箇所(中国地方)





「道の駅」について

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、

「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

○駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場

○トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

(2) 情報発信施設

・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

(4) 設置者

・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

(5) その他の配慮事項

・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること